

幸田町議会基本条例を制定

令和5年4月1日施行

幸田町議会は、**議会運営や議員活動のルール**を定め、**議会の責任と役割**を町民の皆さんに、わかりやすくお示すため、幸田町議会基本条例を令和5年3月議会において制定しました。町議会の役割と基本条例の主な内容をお知らせします。



【議案提出に至るまでの経緯の概要】

平成31年4月の幸田町議会議員選挙（定数16人）で1人の欠員が生じた。議員の成り手不足解消をテーマとするフリートーク会の設置。（令和2年度から開始）全議員の自由な意見交換を旨とし、毎月開催し議論を深めた。

議会・議員とはどうあるべきか、開かれた議会の在り方などにテーマが広がり、本町議会にも議会基本条例が必要であるとの結論に至った。

【議会基本条例制定特別委員会の設置（令和4年6月24日）】

毎月1回開催

<委員の構成>

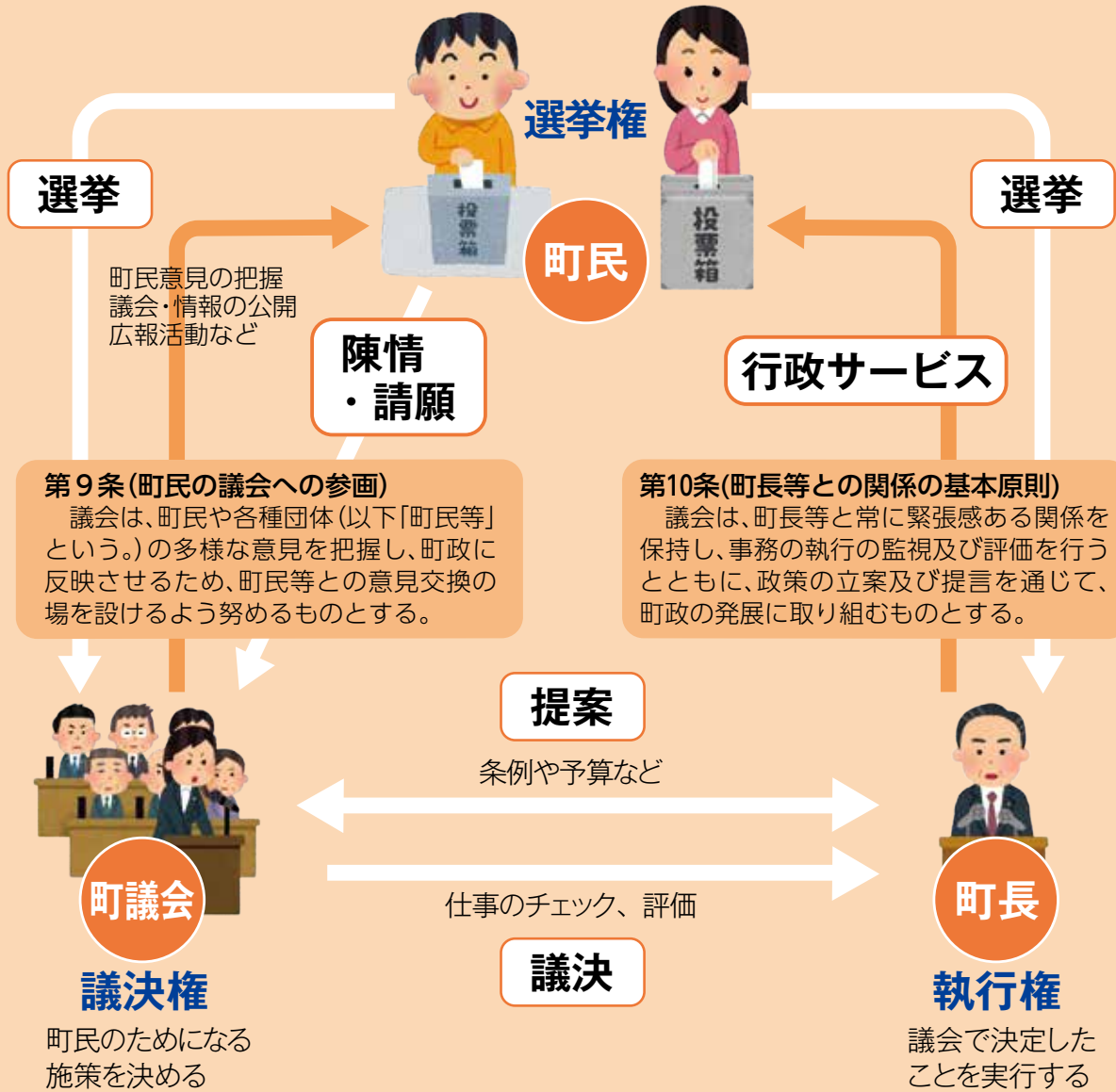
藤江委員長、田境副委員長、
笹野委員、水野委員、稲吉委員、丸山委員、黒木委員、足立議長

○委員から出された主な観点

- ・議会・議員の責務と活動原則
- ・町民の議会への参画
- ・町長等との関係の基本原則
- ・政策等の形成過程の説明

町民の皆さんの声を生かすしくみ

町民の声を様々な方法で町議会は把握し、町長等の仕事を議論を通じてチェックし、車の両輪に例えられるように、それぞれ独立した立場から町民生活の向上に努めています。



賛成討論

伊澤伸一 議員

第2条で議会の責務が明確に定められている。これは議会のあるべき姿として明確に示されたもので高く評価。更に第11条で、町長等に対する政策等の形成過程の説明が規定をされている。これは事業を進める上で議会人として議案の審査にあたって、当然持っていなければならないもの。

この条例案が目的通り遂行されるよう祈念する。

幸田町議会基本条例の全文・解説はこちら

幸田町議会基本条例の全文および解説を、町議会ホームページに掲載しています。

是非ご覧ください。

